

事務事業名	農地中間管理機構関連農地整備事業		所管部課	産業振興部	農政課	
事業目的	将来の農業生産を担う経営体(担い手)を育成し、地域農業の中心的な役割を担えるよう区画整理や水路・農作業道等の生産基盤の整備を行う。 本事業は、事業対象農地をすべて農地中間管理機構に貸し付けることを条件に、地元への工事費用負担を求めずに県が農地整備事業を行うものです。					
事業概要	上古山地区機構関連ほ場整備事業 受益面積:約50ha 総事業費:11億円 対象地権者:約60名 事業計画樹立:R2~R5 面整備事業実施:R6~R12					
総合計画での位置付け	4 地域資源を活かし、産業・地域が躍進するまちづくり	重点事業区分	1 地域の特性を活かした農業・農村づくり	類型区分	I (積極的推進)	
事業区分	新規・継続	新規	事業の種類	ハード事業	市裁量の有無	裁量あり
根拠法令等	農地耕作条件改善事業実施要綱、農地耕作条件改善事業実施要領					
補助団体	—					
年度別	事業計画	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	事業費			調査計画の国への申請のための地形図作成業務(1/1000)	土地調査(換地原図作成)	国による計画策定(1年目:基礎調査)
事業内容	対象年度(令和2)	土地調査を行い、換地原図の基となる公図・地積集積図を作成する。(3,200千円見込) 団体営事業で行う予定。(市負担50%程度)				
	財源	国県支出金	地方債・その他	一般財源		
その他(過年度実績・特筆すべき点等)	>実施内容の詳細 別紙のとおり >今後の展開 令和3年度からの国調査に向け、具体的な地区設定や土地に係る問題点の事前確認のために地形図や地積集積図などの資料を作成する。 また、地元推進組織を設置し、営農検討組織や担い手の選定を進めていく。 >他事業との連携 ほ場整備予定地内の市道2-1号線において、建設課による道路整備が計画されている。建設課と調整し、ほ場整備計画を進めていく。					
事業費	6,000千円	3,200千円	10,000千円			

事業推進方針判断に際しての3つの視点					
必要性	A	○	全て	要件(3項目)	
	B		1以上	✓	社会経済情勢の変化や市民ニーズ等に適合する
	C		なし	✓	公共関与の妥当性がある
有効性	A	○	全て	要件(3項目)	
	B		1以上	✓	持続可能なまちづくりに寄与し、地方創生の推進等につながる
	C		なし	✓	総合計画の上位施策の目標達成に貢献し、意図する結果につながる
効率性	A		3以上	ソフト事業(要件:6項目)	
	B	○	1以上	✓	補助金等の積極的な活用で最大の成果となる方法を選択している
	C		なし	✓	事業目的に見合う最適な事業規模である

必要要件(3項目):
 1. 社会経済情勢の変化や市民ニーズ等に適合する
 2. 公共関与の妥当性がある
 3. 第二次下野市総合計画の施策体系と事業目的に整合性がある
 市裁量がない事業(⇒A評価とする)

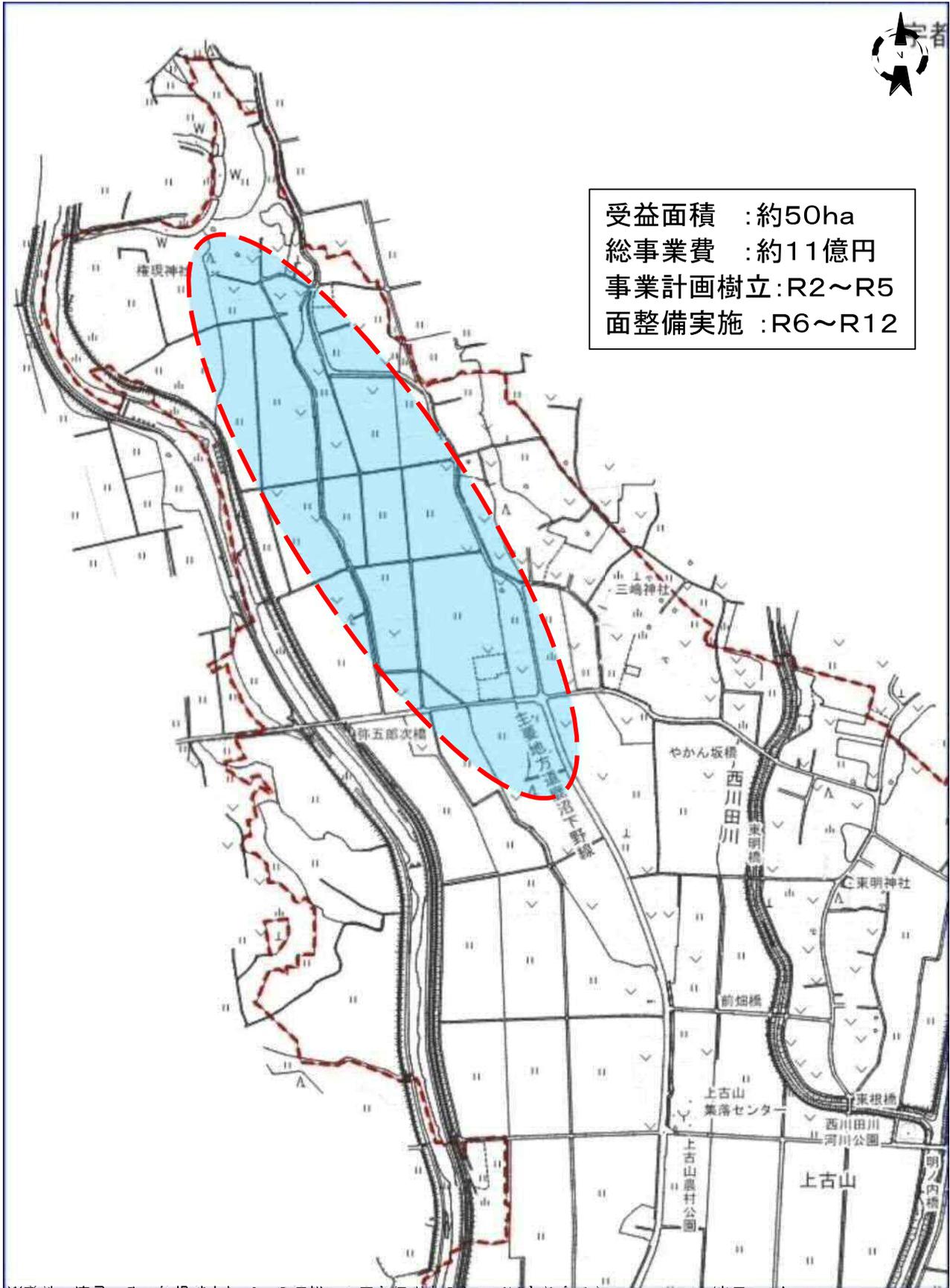
有効要件(3項目):
 1. 市民サービスの維持・向上に寄与する
 2. 持続可能なまちづくりに寄与し、地方創生の推進等につながる
 3. 総合計画の上位施策の目標達成に貢献し、意図する結果につながる
 市裁量がない事業(⇒A評価とする)

効率要件(6項目):
 1. 事業の質を維持しつつ、事業費の削減や取組方法を見直す
 2. 同種・同目的事業との統合や簡略化を実施する
 3. 民間委託を実施する
 4. 受益機会・費用負担割合等が公平公正であり適正である
 5. 市民(団体)協働や連携により事業を実施する
 6. 他事業との重複がない
 管理業務等において、現在の取組手法から、さらに効率性を図ることは困難である

農地中間管理機構関連農地整備事業は、農地を全て機構に貸し出すという条件を基に、工事に係る費用を農業者(地元)には求めず、県が農地整備を実施する制度であるため、農業者の負担が少ないうえ、市の経費負担についても最小に抑えることができます。(農家負担0%、市負担10%、国62.5%、県27.5%)
 以上のことから、効率性をBとしました。

総合評価	◎	継続実施
		見直し実施
		廃止

農地中間管理機構ほ場整備事業(上古山地区)

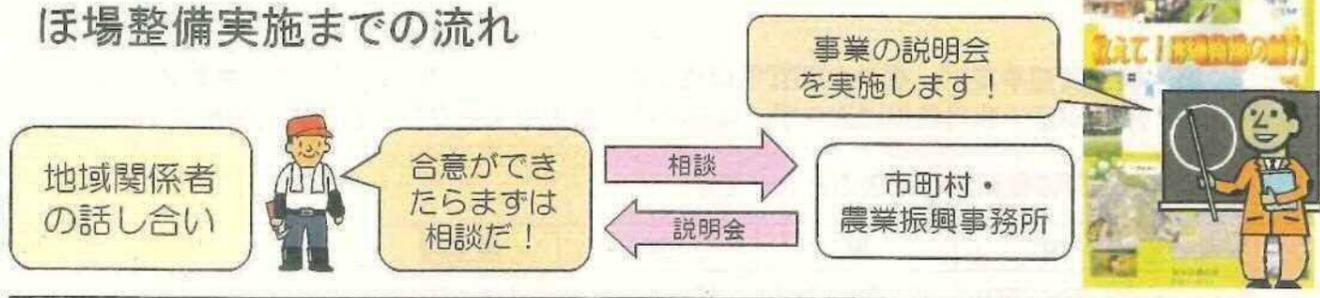


※式地の境界、その年掲載されている情報の内容を証するものではありません。

縮尺 1/8921

ほ場整備(農地整備事業)の流れ

ほ場整備実施までの流れ



ほ場整備を契機として地域の課題を整理し、地域農業や農村の活性化をどのようにしていくか話し合い、地域将来像を検討します。



農地中間管理機構関連農地整備事業(機構関連事業)について

平成30年4月
農地整備課

■ 機構関連事業は、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が農地整備事業を実施できる制度です。

■ 事業費の負担割合は次のとおりです。

国	県	市町	農業者
62.5%(50)	27.5%(30)	10%(10)	0%(10)

■ 受益面積の要件が、現行の県営農地整備事業に比べて2分の1に緩和されています。

平場は10ha以上、中山間地域は5ha以上 (現行事業は平場20ha以上、中山間10ha以上)

■ 事業を実施するには、地区内の全ての農地を、農地中間管理機構に15年以上の契約で貸付けする必要があります。(事業計画の公告日から15年以上の残存期間が必要)



■ 事業を実施するための主な5つの要件は次のとおりです。

— 機構関連事業の5要件 —

- ① 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
- ② 事業対象農地面積：10ha以上(中山間地域等は5ha以上)
(事業対象農地を構成する各団地は1ha以上(中山間地域等は0.5ha以上)の連坦化した農地)
- ③ 農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上あること
- ④ 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化すること
- ⑤ 事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内(果樹は10年以内)に20%以上向上すること(事業実施農地の販売額が20%以上向上又は生産コストが20%以上削減)

■ 機構関連事業は、担い手への農地の集積・集約化の加速化を目的としていることから、次の「細部要件」が設定されています。